

## 大阪市立東住吉区民ホール使用許可及び使用期間等にかかる例外での取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立東住吉区民ホール(以下「区民ホール」という。)の使用許可及び使用期間に関し、大阪市区役所附設会館条例施行規則第2条第3項及び第3条の規定に定めるただし書きについて必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可の申請の優先)

第2条 市長は、次に掲げる使用については、大阪市区役所附設会館施行規則第2条第3項ただし書きの規定に基づき、使用期日の3月前の日前であっても、6月前を限度として優先して使用する申請(以下、「優先使用」という。)を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であって、東住吉区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

- (1) 大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用
  - (2) 大阪市立東住吉会館の指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用
  - (3) 大阪市からの委託による事業を行うための使用
  - (4) 地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会
- 3 公職選挙法に基づき、東住吉区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用
- 4 行政機関及びこれに準ずる機関が東住吉区民を対象とした事業を行うための使用

### (使用期間の制限の解除)

第3条 市長は、前条第2条第2号並びに第3項及び第4項に掲げる使用については、大阪市区役所附設会館条例施行規則第3条に規定するただし書きに基づき、引き続き3日を超えることができるものとする。

### (優先使用の申請)

第4条 優先使用の申請については、次の各号に掲げる書類を添えて、使用期日の6月前の日から3月前の日の前日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 区役所附設会館申込書
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

### (優先使用許可)

第5条 市長は、前条に掲げる書類を受理したときは、当該書類及びその申請内容を審査し、許可すべきものと認めるときは、2日以内に許可を決定するものとする。

### (優先使用内容の掲示)

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、申請のあった日の7日以内の日から当該使用期日の3月前の日まで、東住吉区役所内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

### (使用権譲渡の制限)

第7条 第5条第1項の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

### 附 則

この要綱は、平成20年6月15日から施行する。

## 大阪市立東住吉会館使用許可及び使用期間等にかかる取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立東住吉会館(以下「東住吉会館」という。)の使用許可及び使用期間に関し、大阪市区役所附設会館条例及び区役所附設会館施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (使用許可の申請)

第2条 東住吉会館の施設の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次に掲げる事項を記載してこれを指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 使用の日時
- (3) 使用の目的
- (4) 使用する施設及び付属設備
- (5) 入館者の予定人員
- (6) その他指定管理者が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した事項を変更するときは、あらかじめ所定の申請書にて指定管理者の許可を受けなければならない。

3 第1項の申請は、使用期日の3月前の日から受理するものとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、同日前においても受理することがある。

### (使用期間の制限)

第3条 東住吉会館の施設の使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

### (使用許可の申請の優先)

第4条 指定管理者は、次の各項に掲げる使用については、第2条第3項ただし書きに基づき、使用期日の3月前の日前であっても、使用期日の6月前を限度として優先して使用する申請(以下、「優先使用」という。)を受理することができるものとする。

2 次の各号に掲げる使用であつて、東住吉区におけるコミュニティ活動の振興並びに地域における文化の向上及び福祉の増進に直接寄与するものと認められるもの。

- (1) 大阪市が主催又は共催する事業を行うための使用
- (2) 東住吉会館の指定管理者が主催又は共催する事業を行うための使用
- (3) 大阪市からの委託による事業を行うための使用
- (4) 地域振興、社会福祉、社会教育等に関する団体で、別表に定めるもの及びこれに準ずる団体が行う行事又は集会

3 公職選挙法に基づき、東住吉区選挙管理委員会が投開票又は選挙会を執行するための使用

4 行政機関及びこれに準ずる機関が東住吉区民を対象とした事業を行うための使用

### (使用期間の制限の解除)

第5条 指定管理者は、前条第2項第2号並びに第3項及び第4項に掲げる使用があつたときは、第3条に規定するただし書きに基づき、引き続き3日を超えることができるものとする。

### (優先使用の申請)

第6条 優先使用の申請については、第2条の定めにより、使用期日の6月前の日から3月前の日の前日までに指定管理者に提出しなければならない。

### (使用許可)

第7条 指定管理者は、第2条及び前条の申請があったときは、当該申請の書類及び申請内容を審査し、許可すべきものと認めるときは、2日以内に許可を決定するものとする。

（優先使用内容の掲示）

第8条 指定管理者は、第6条の申請があったときは、申請のあった日の7日以内の日から当該使用期日の3月前の日まで、東住吉会館内に、使用日時、使用室名等を掲示するものとする。

（使用権譲渡の制限）

第9条 第7条の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用権の譲渡、又は他人に使用させてはならない。

附 則

この要綱は、平成20年6月15日から施行する。

別表

社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会  
東住吉区民生委員児童委員会  
東住吉地区保護司会  
東住吉区更生保護助成協力会  
東住吉区更生保護女性会  
東住吉区 B B S 会  
社会を明るくする運動東住吉地区実施委員会  
東住吉区社会教育事業推進会  
大阪府共同募金東住吉区募金会  
東住吉区遺族会  
東住吉区身体障害者団体協議会  
東住吉区傷痍軍人会  
東住吉区傷痍軍人妻の会  
東住吉区老人クラブ連合会  
東住吉区母と子の共励会  
東住吉区地域振興会・赤十字奉仕団  
東住吉区 P T A 協議会  
東住吉区青少年健全育成推進会議  
東住吉区青少年指導員連絡協議会  
東住吉区青少年福祉委員連絡協議会  
東住吉区こども会育成連合会  
東住吉区視聴覚教育協議会  
東住吉区地域女性団体協議会  
東住吉区体育厚生協会  
東住吉区体育指導委員協議会  
東住吉区献血推進委員会  
東住吉区学校保健協議会  
東住吉区保健衛生協会  
東住吉区食品衛生協会  
東住吉区食生活改善推進員協議会  
東住吉区寝たきり予防推進協議会  
「交通事故をなくす運動」東住吉区推進本部・実行委員会  
東住吉区商店会連盟  
東住吉区小売市場連合会  
東住吉区米穀連絡協議会  
東住吉区人権啓発推進協議会  
東住吉区人権啓発推進員連絡会  
大阪市企業人権推進協議会東住吉区支部  
東住吉区生涯学習推進区民会議  
東住吉区生涯学習推進員連絡会  
大阪 2 1 世紀計画大阪市民運動東住吉区推進委員会  
東住吉区花と緑のまちづくり推進本部・推進委員会  
財団法人 東住吉区コミュニティ協会  
東住吉区政協力会